

住民情報系システムの標準化対応について

1 概要

住民情報系システムの標準化とは、住民記録、税務など、全国の自治体共通の事務で利用する情報システムについて、国が定めた標準仕様書に準拠したシステムに移行することです。国は、自治体に対し、令和7年度末までに住民情報系17業務のシステムを標準化するように求めています。なお、本年5月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、標準化が自治体の責務とされています。

2 背景

(1) 利便性の高い行政サービスへのニーズの高まり

民間サービスに比べデジタル化が十分でないなど、行政サービスの課題が指摘されています。デジタル化3原則を踏まえた利便性の高い行政サービスの実現には、データの構造や連携方式などの共通化が不可欠です。

「デジタル化3原則」(デジタル手続法・令和元年)

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する

(2) 自治体におけるシステムの維持・管理の負担

独自の仕様で開発したシステムでは、開発した自治体が維持管理を続ける必要があり、人的・財政的負担が大きくなります。また、サポート終了など事業者側の都合により、システム利用継続が困難となる場合があります。

3 効果

システムの標準化により、帳票や操作画面、データ形式などが共通化されることから、次の効果が期待できます。

- ・手続きのワンストップ化・ワンスオンリー化など、データを活用した利便性の高いサービスの実現
- ・給付金など、全国一律の対応が必要な施策に対する、迅速な実施と自治体ごとのシステム改修コストの軽減
- ・税制改正など、制度変更による様式改定などに対する、自治体ごとのシステム改修コストの軽減
- ・AIなど、デジタル技術を活用した新たなサービス導入に対する、自治体ごとの導入・運用コストの軽減

4 本市における対応

(1) 主な課題

- ・国が標準仕様書の大半を公表していないなど、検討に必要な情報の不足
- ・短期間に大規模な移行を実現するために必要となる、財源や体制の確保
- ・標準仕様書に準拠したシステムの導入を前提とした、業務見直しの実施

※ 国が整備する「ガバメントクラウド」を自治体が利用する際の情報の不足

(2) 現在の取組状況

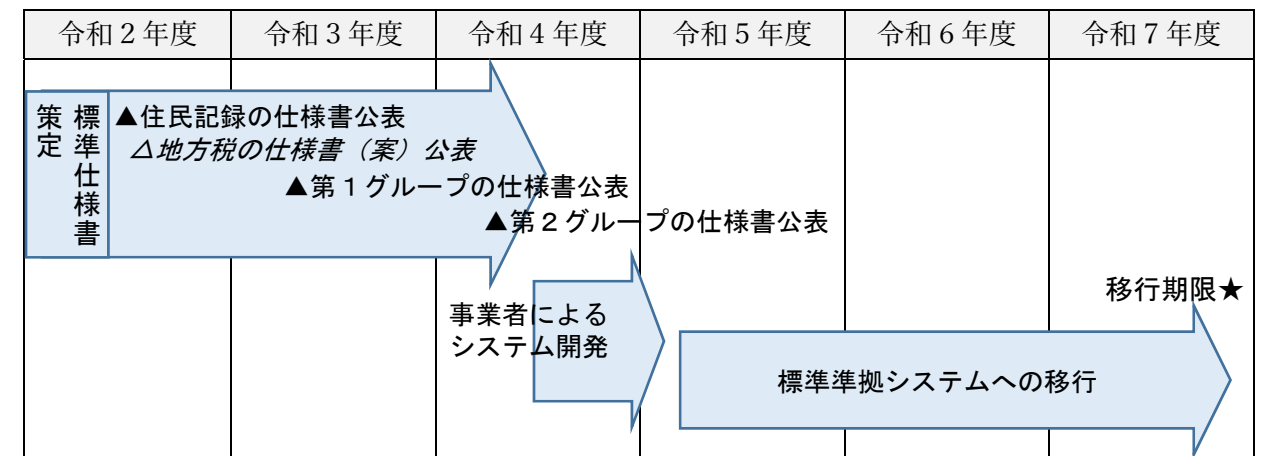
- ・地方税のシステムは、①大規模で検討に時間がかかること、②既に標準仕様書の案が示されていることから、今年度より再構築に先行着手しています。今後確定する標準仕様書を踏まえ、システム調達を進めていきます。
- ・住民記録のシステムは、既に標準仕様書が示されているものの、密接に関連するシステムが多いことから、他のシステムの動向も踏まえて、移行の方法やタイミングなどについて、検討していきます。
- ・上記以外の17業務のシステムについては、標準仕様書が示され次第、具体的な取組を進めていきます。
- ・庁内に向け、システムや業務の現状分析など、現時点でも実施可能な検討に着手するよう指示していますが、今後は、新たに立ち上げた横浜市DX推進本部の重点事項推進会議を通じて、標準化の進捗状況を逐次確認するとともに、推進に必要な財源や体制の確保などについて意思決定を図っていきます。

【参考1】対象となる住民情報系17業務

住民記録、地方税、福祉など、住民情報を扱う17業務が対象になっています。

グループ	業務名	標準仕様書
—	住民記録	令和2年9月公表済み
第1グループ	地方税(固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税)	令和3年夏 公表予定 ※地方税は標準仕様書の案が提示済み
	介護保険	
	障害者福祉	
	就学	
第2グループ	選挙人名簿管理	令和4年夏 公表予定
	児童扶養手当	
	生活保護	
	後期高齢者医療	
	国民年金	
	健康管理	
	児童手当	
子ども・子育て支援		
—	国民健康保険	令和4年夏 見直しを行う予定

【参考2】現在国が示している、標準化に向けたスケジュール



【参考3】ガバメントクラウド (Gov-Cloud)

国では、政府の情報システムについて、政府共通のクラウドサービス(ガバメントクラウド)の整備を進めています。

地方自治体の情報システムについても、ガバメントクラウドを活用できるよう、検討を進めることとしていますが、本市のように処理件数が多い自治体に対応できる環境が整うかどうか示されておりませんので、引き続き情報収集に努めていきます。